



担 当	福島労働局 労働基準部
	健康安全課長 伊藤 克義
	安全衛生係主任 三瓶 詔宏
	電話024-536-4603 (直通)

## メンタルヘルスアンケート調査の結果について

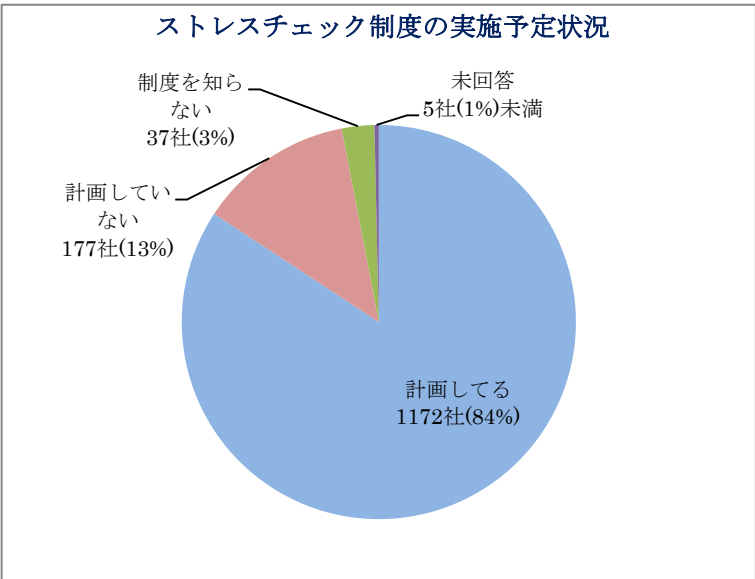
～平成27年12月より「ストレスチェック」の実施が義務化となることから、  
県内の2038事業場に対し、アンケート調査を実施しました～

福島労働局（局長 引地睦夫）は、労働安全衛生法の改正により平成27年12月1日からストレスチェック制度が義務化されることから、平成27年10月に福島県内の労働者50人以上の全事業場（2038社）に対し、メンタルヘルス対策に関するアンケート調査を実施しました（提出率68%、1391社）。

このアンケート調査は、各事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を確認するとともに、対策が遅れている項目については、自主的に改善いただくことを目的に実施したものです。

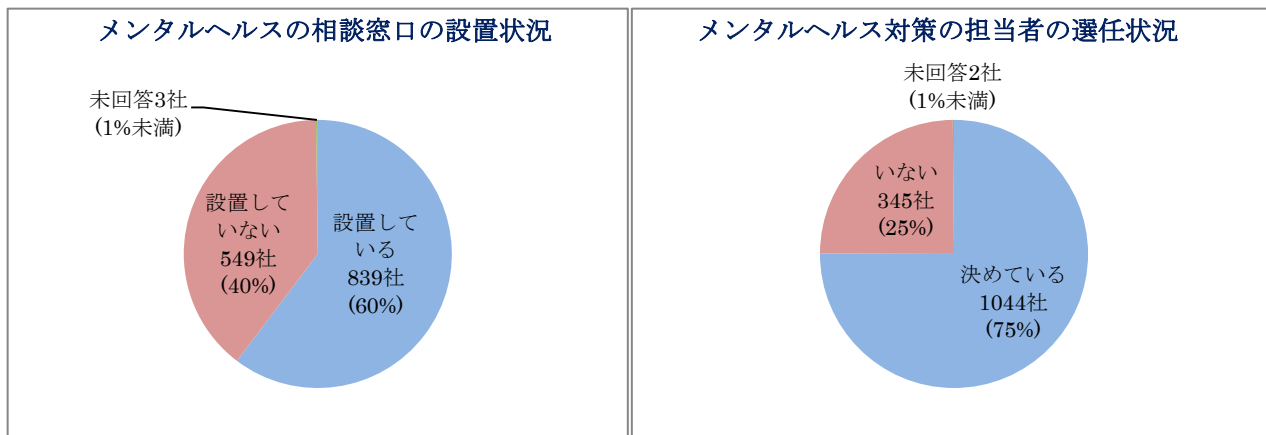
### (1) ストレスチェック制度について

ストレスチェック制度について、84%の事業場が「計画している」と回答している一方、「実施予定がない」、「制度を知らない」と回答した事業場は合わせて16%となっている。



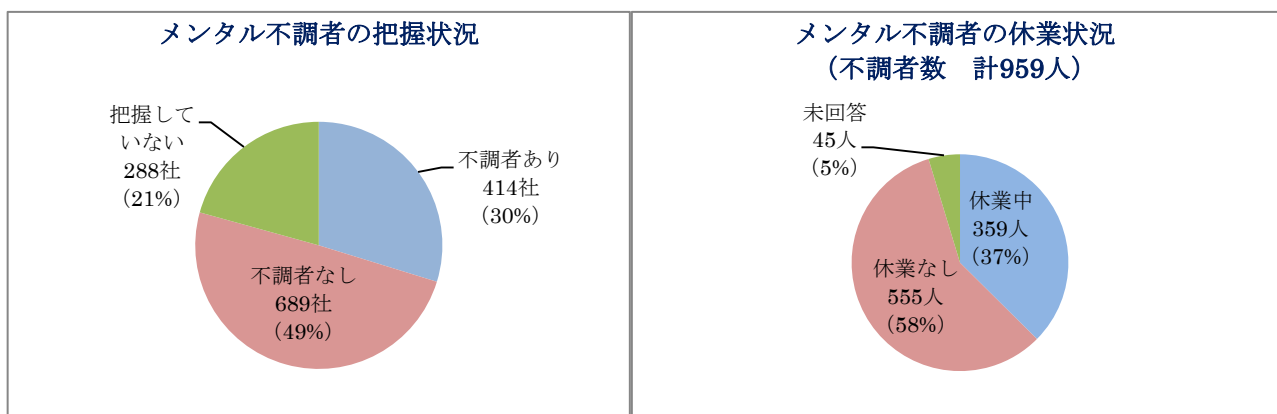
## (2) メンタルヘルス対策の実施状況について

「相談窓口を設置している」と回答した事業場は60%で、メンタルヘルス対策の「担当者を選任している」と回答した事業場は75%となっている。



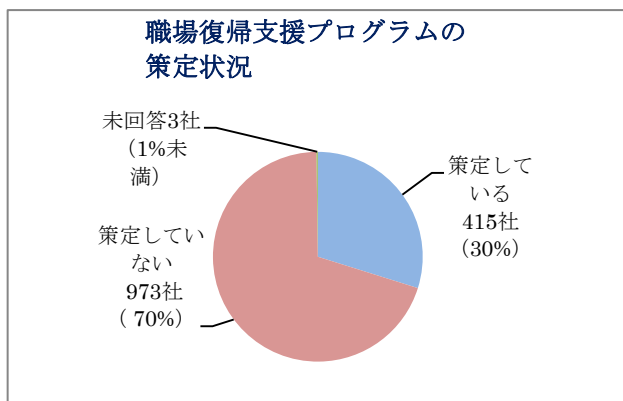
## (3) メンタル不調者の状況について

メンタル不調者がいる事業場は30%となっており、また、その数は959人となっている。



## (4) 職場復帰支援プログラムの策定状況

「職場復帰支援プログラム」を策定している事業場は30%となっている。



### 「職場復帰支援プログラム」について

心の健康問題で休業している労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするためには、休業の開始から通常業務への復帰までの流れをあらかじめ明確にしておく必要があります。事業者は衛生委員会等に置いて調査審議し、産業医等の助言を受け、個々の事業場の実態に即した形で、事業場職場復帰支援プログラムを策定し、組織的かつ計画的に行われるように積極的に取り組むことが必要です。

### <福島労働局における今後の取組み>

ストレスチェック制度の施行に向け、周知・広報を行ってきたところ、未だ制度を知らない・実施予定がない事業場が16%あり、法令で実施が義務づけられている労働者50人以上の全事業場で実施されるよう、あらゆる機会を捉えて周知広報を行います。

メンタルヘルス対策の重要性が高まっている中で、今回の調査においては、県内の事業場における取組みの遅れが見られたことから、メンタルヘルス対策に係る体制整備について指導を強化してまいります。さらに、メンタルヘルス対策の専門家による個別の指導等を実施している産業保健総合支援センターを活用した取組の推進について勧奨します。

### <参考資料>

- ストレスチェック制度導入ガイド（厚生労働省作成）
- メンタルヘルス対策支援のご案内（福島県産業保健総合支援センター作成）

「こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト」

<http://kokoro.mhlw.go.jp> もご参照ください